

# 「道の駅」の防災機能の向上に関する調査結果に基づく通知に対する改善措置状況の概要

総務省東北管区行政評価局は、「道の駅」の防災機能の向上に関する調査結果に基づく通知（平成28年11月通知）に対する改善措置状況について、国土交通省東北地方整備局からの回答を受け、その概要をとりまとめましたので、公表します。

## 主な通知（調査結果）

○「道の駅」の防災機能の向上を促進するため、先進的な取組事例を紹介するなど参考情報の提供、助言等の支援をより一層行うこと

### ソフト対策

- 宮城、青森、山形の3県内にある「道の駅」全57駅において、災害対策基本法に基づいて県や市町村が作成する「地域防災計画」の中に避難場所や防災拠点などとして位置付けられている「道の駅」は57.9%（33駅）、市町村との間で災害時協定を締結したり、災害時のマニュアルを作成して災害に備えている「道の駅」は35.1%（20駅）、自然災害を想定した訓練を実施している「道の駅」は22.8%（13駅）
- 一方、災害時協定やマニュアルを締結・策定し、避難誘導體制も整備してあったため、東日本大震災で津波の被害を受けたにもかかわらず、迅速な避難誘導によって人的被害を防いだ先進的な事例も

### ハード対策

- 防災設備として必要性が高いとされている非常用電源、電話不通時の代替通信機能、燃料備蓄が整備されている「道の駅」は、57駅のうち、それぞれ45.6%（26駅）、22.8%（13駅）、17.5%（10駅）
- 定期点検や操作訓練を実施している「道の駅」がある一方で、定期点検を行わず設置以来稼働させたことがないため、災害時に稼働するか不明な非常用電源がある実態も

## 主な改善措置状況

○平成29年1月20日に開催された「平成28年度東北「道の駅」連絡会第2回協働会議」（注）において、先進的な取組事例を紹介するとともに、地方公共団体及び「道の駅」運営管理者への情報提供を働きかけた  
（注）構成員は、東北「道の駅」連絡会幹事、各県、各河川国道事務所等

○東北「道の駅」連絡会（注）の全会員に対し、「道の駅」の防災機能の向上に関する先進的な取組事例を収集・整理した上で紹介し、今後の防災機能向上の検討の参考として活用するよう助言  
（注）東北地方にある全ての「道の駅」及び「道の駅」を設置している地方公共団体が加盟

〈照会先〉総務省東北管区行政評価局  
評価監視官 湯ノ目 正幸 ☎022-262-9234

※ 結果報告書等は、総務省東北管区行政評価局ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/kanku/g\\_hyouka/g\\_kekka\\_chiiki.html](http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/kanku/g_hyouka/g_kekka_chiiki.html)

## 「道の駅」の防災機能の向上に関する調査結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成28年8月～11月
- 2 調査対象機関等
  - (1) 調査対象機関 東北地方整備局
  - (2) 関連調査等対象機関
    - 東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
    - 東北6県内の「道の駅」設置59市町村及び「道の駅」70駅  
(内訳)
      - ・ 青森、宮城及び山形県内で、平成28年8月現在、登録・供用されているもの57駅（全数）
      - ・ 岩手、秋田及び福島県内で、災害時に防災機能を発揮したのものなど13駅
    - 関係団体等
- 3 調査担当 東北管区行政評価局、青森行政評価事務所、山形行政評価事務所

【通知日及び通知先】 平成28年11月29日 東北地方整備局

【回答年月日】 平成29年2月27日

### 【調査の背景事情等】

平成5年に制度が創設された「道の駅」は、国土交通省の登録を受けて市町村等が一般国道等の沿線に設置する公共施設であり、登録数は年々増加し、平成28年11月1日現在、東北6県で153駅となっている。

「道の駅」の基本的な機能は、休憩、情報発信及び地域連携であるが、新潟県中越地震、東日本大震災、豪雪等の災害時に防災機能を発揮したことから、現在、防災機能の向上が期待されている。

この調査は、「道の駅」の防災機能の向上を図る観点から、ソフト対策及びハード対策の実施状況等を調査し、関係行政の一層の推進に資するため実施したものである。

通知事項	回答要旨
<p>東北地方整備局は、「道の駅」の防災機能の向上を促進するため、県、市町村、関係団体と連携するとともに、河川国道事務所等が把握した課題や各種研究機関の研究成果も踏まえ、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「道の駅」の地域防災計画への位置付け、地方公共団体との災害時協定の締結、災害時マニュアルの策定等のソフト対策については、地方公共団体や「道の駅」の設置者が、その必要性について理解するとともにこれらの措置を講ずるための知見を得ることが重要であることから、先進的な取組事例を紹介するなど、参考情報の提供、助言等の支援をより一層行うこと。</p> <p>② 「道の駅」の防災設備の整備等のハード対策については、「道の駅」のニーズを踏まえた上で地域防災計画に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら推進するとともに、推奨される維持管理を行っている例、周辺施設との連携により防災拠点化を図っている例等の先進的な取組事例を紹介するなど、参考情報の提供、助言等の支援をより一層行うこと。</p>	<p>東北地方整備局では、これまでも「道の駅」に関連した会議等で防災機能や地域振興等における「道の駅」の先進事例について、地方公共団体及び「道の駅」運営管理者へ紹介してきた。</p> <p>この度、貴局の調査結果を踏まえ、東北「道の駅」連絡会（東北地方にある全ての「道の駅」及び「道の駅」を設置している地方公共団体が加盟）の全会員に対し、防災機能の向上に関する先進的な取組事例（注）を収集・整理し、今後の防災機能向上の検討の参考として活用するよう平成29年1月20日付け文書を送付した。</p> <p>また、平成29年1月20日に開催された「平成28年度東北「道の駅」連絡会第2回協働会議」（構成員は、東北「道の駅」連絡会幹事、各県、各河川国道事務所等）において、上記の文書について説明するとともに、地方公共団体及び「道の駅」運営管理者に情報提供するよう働きかけた。</p> <p>（注）収集・整理し、紹介した先進的な取組事例</p> <p>（ソフト対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に位置付けた事例：道の駅「遠野風の丘」、「三本木」</li> <li>・地方公共団体と「道の駅」の協定事例：道の駅「上品の郷」</li> <li>・危機管理マニュアルの作成例：道の駅「遠野風の丘」、「よつくら港」</li> </ul> <p>（ハード対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災設備設置事例：道の駅「上品の郷」、「三本木」</li> <li>・防災設備の使い方事例：道の駅「上品の郷」</li> <li>・防災拠点として活躍した事例：道の駅「三本木」 他</li> <li>・周辺防災施設との連携：道の駅「あいづ湯川・会津坂下」 他</li> </ul>